

**IoT 関連特許に対する
特許分類（広域ファセット分類記号「ZIT」）の付与状況**

2017年7月28日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

特許庁では、IoT（Internet of Things）関連発明について適切な審査が行われるよう、2016年11月から、IoT関連技術を分野横断的に先行技術調査可能とする特許分類（**広域ファセット分類記号「ZIT」**）を付与しています。

さらに、2017年4月24日、広域ファセット分類記号「ZIT」が12の用途別に細分化されました。12の用途は以下のとおりです。

(1)農業用・漁業用・工業用、(2)製造業用、(3)電気、ガスまたは水道供給用、(4)ホームアンドビルディング用・家電用、(5)建設業用、(6)金融用、(7)サービス業用、(8)ヘルスケア用・社会福祉事業用、(9)ロジスティック用、(10)運輸用、(11)情報通信業用、(12)アミューズメント用・スポーツ用・ゲーム用。

また、2017年5月23日から、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を通じて、IoT関連技術に関する特許情報の収集・分析を用途別にも行うことが可能となりました。なお、J-PlatPatで広域ファセットの階層検索を使用する場合は、「分類検索」を使用する必要があります。「テキスト検索」は階層検索に対応していません。

また、IoT審査チームのIoT担当官によって、広域ファセット分類記号「ZIT」が適切に付与されているかが確認されます。

特許庁では、IoT関連技術を以下の3種類に整理していますので、広域ファセット分類記号「ZIT」は、①に加え、②③に該当する特許にも付与されているものと考えられます。

- ① 「モノ」とネットワークを介して、単純な情報通信や遠隔操作をする技術
- ② ネットワークを介して得られる情報を活用することで、「モノ」に付加価値を与える技術
- ③ センサを用いて「モノ」が発出する大量のデータを取得し、ネットワークを介して収集し、分析することで、システム最適化等をする技術

本稿では、広域ファセット分類記号「ZIT」の付与状況を紹介します。

【全15頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

特許部長 弁理士

IoT×AI 支援室 : 村上 尚 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。